

消費税転嫁特措法第8条が規定された経緯等

以下のような資料等に基づいた中小事業者の実態等を踏まえて、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を禁止することとした。

(1) 1997年に消費税率が引き上げられた際に大手の小売業者が「消費税還元セール」を行ったことにより、納入業者である中小事業者が消費税を転嫁することが困難となった実態があったこと。(1998年11月17日付、日経流通新聞16面)

(2) 2012年4月20日の民主党・転嫁対策・価格表示のあり方検討WTにおけるヒアリングにおいて、「大企業と中小企業が競合関係にある市場では、大手が価格転嫁をわざと見合わせて、体力勝負を仕掛け、中小企業の淘汰を狙うケースも想定される。某流通大手は『消費税分5%還元セール』を仕掛け、業界の盟主となったと言われている。10%時代では？」として、消費税還元セールが中小事業者に対して与える影響について懸念が示されていたこと。

(3) 略



1998年11月17日付け、日経流通新聞16面